

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

瀬戸市議会議長 山田治義

瀬戸市議会規則第1号

瀬戸市議会会議規則の一部を改正する規則

瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第11条）	第1章 総則（第1条—第11条）
第2章 議案及び動議（第12条—第17条）	第2章 議案及び動議（第12条—第17条）
第3章 議事日程（第18条—第22条）	第3章 議事日程（第18条—第22条）
第4章 選挙（第23条—第31条）	第4章 選挙（第23条—第31条）
第5章 議事（第32条—第42条）	第5章 議事（第32条—第42条）
第6章 発言（第43条—第58条）	第6章 発言（第43条—第58条）
第7章 委員会（第59条—第80条）	第7章 委員会（第59条—第80条）
第8章 表決（第81条—第89条）	第8章 表決（第81条—第89条）
第9章 公聴会及び参考人（第89条の2—第89条の8）	第9章 公聴会及び参考人（第89条の2—第89条の8）
第10章 請願（第90条—第96条）	第10章 請願（第90条—第96条）
第11章 秘密会（第97条・第98条）	第11章 秘密会（第97条・第98条）
第12章 辞職及び資格の決定（第99条—第103条）	第12章 辞職及び資格の決定（第99条—第103条）
第13章 規律（第104条—第111条）	第13章 規律（第104条—第111条）
第14章 懲罰（第112条—第117条）	第14章 懲罰（第112条—第117条）
第15章 会議録（第118条・第119条）	第15章 会議録（第118条・第119条）
<u>第16章 協議又は調整を行うための場（第120条）</u>	第16章 議員の派遣（第120条）
<u>第17章 議員の派遣（第121条）</u>	第17章 補則（第121条）
<u>第18章 補則（第122条）</u>	
附則	附則

(欠席等の届出)

第2条 <省略>

2 前項の場合において、議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、日数を定めて、議長に欠席届を提出することができる。

第16章 協議又は調整を行うための場
(協議又は調整を行うための場)

第120条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17章 <省略>
(議員の派遣)

第121条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 <省略>

第18章 <省略>
(会議規則の疑義に対する措置)

第122条 <省略>

別表 (第120条関係)

名称	目的	構成員	招集権者
広報広聴協議	議会の活動状況を広く市民に周知を	全議員	会長

(欠席等の届出)

第2条 <省略>

第16章 <省略>
(議員の派遣)

第120条 法第100条第13項の規程により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 <省略>

第17章 <省略>
(会議規則の疑義に対する措置)

第121条 <省略>

会	図るとともに、市政に対する市民ニーズを的確に把握すること。			
---	-------------------------------	--	--	--

附 則

この規則中第 2 条第 2 項の規定は平成 2 8 年 4 月 1 日から、その他の規定は平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。